



平成26年10月15日

各関係機関の長 殿

愛知労働局長



平成26年度労働保険適用促進強化期間の広報について（お願い）

時下、益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険の未手続事業場の解消を図るため、労働保険制度の周知及び労働保険の適用促進について、広報活動を広く展開することとしております。

つきましては、当局における広報活動の一環として、貴会発行の機関誌（紙）に、別紙「広報依頼記事」をご掲載頂きたく、何分のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、広報用ポスター（B2版）の貴団体所属施設への掲示についてもご協力を賜りたく、併せてよろしくお願い申し上げます。

なお、ポスターについては、後日、厚生労働省から郵送させていただきますが、掲示は11月1日から翌年10月31日の期間でお願い申し上げます。

（担当）

愛知労働局 総務部

労働保険適用・事務組合課

Tel 052-219-5503

清水（内線554）

広 報 依 頼 記 事

労働保険適用促進強化期間

【 労働保険に入っていない経営者に 人を雇う資格はありません。】

雇ったら入るのが、経営者の資格です。

厚生労働省では、労働保険の未手続事業の解消に向け、年間を通じ適用促進に取り組んでいます。

また、毎年11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、周知・広報に努めています。

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険とを総称した名称です。

労働保険は、労働者（パートタイマー・アルバイト含む）を一人でも雇えば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続を行なわなければなりません（農林水産の一部の事業は除きます）。

まだ、加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに、

愛知労働局 労働保険適用・事務組合課 TEL 052-219-5503

又は、最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）
にご相談ください。

*なお、労働保険制度、手続き及び労働基準監督署・公共職業安定所の所在地等については、インターネットでご覧いただけます。

労働保険

検索

厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/>